

名古屋市地域防災計画

— 産業災害対策計画編 —

<平成29年6月・修正案>

名古屋市防災会議

産業災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
70	15	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 危険物の保安</p> <p>第1 予防査察等の徹底</p> <p>危険物による災害を未然に防止するため、市は、防災関係機関とともに、消防法等危険物の保安に関する法令（以下「危険物関係法令」という。）の定めるところにより、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所の危険物施設に対し、位置、構造及び設備並びに管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかについて立入検査を行うほか、特定屋外タンク貯蔵所 <u>(追加)</u> については、保安検査を実施し、危険性の排除に努めるとともに、これらの査察結果について関係防災機関と相互に <u>資料交換</u> を行い、危険物施設の保安及び管理の徹底を図るものとする。</p> <p>略</p> <p>第2 企業の自主防火管理の徹底</p> <p>略</p> <p>また、定期点検が義務付けられた製造所等にあつては、その記録を保存するとともに、保安の万全を期するものとする。</p> <p>なお、<u>企業</u>管理者は、従業員はもとより出入りの関係業者等に対し、危険物施設区域内へ発火のおそれのある物品（マッチ、ライター類等）の持込み及び溶接の火気使用など発火源となる機械器具等の使用について、火災予防上好ましくない行為をしないよう厳重な管理を行</p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 危険物の保安</p> <p>第1 予防査察等の徹底</p> <p>危険物による災害を未然に防止するため、市は、防災関係機関とともに、消防法等危険物の保安に関する法令（以下「危険物関係法令」という。）の定めるところにより、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所の危険物施設に対し、位置、構造及び設備並びに管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかについて立入検査を行うほか、特定屋外タンク貯蔵所 <u>(タンク容量が 10,000 kℓ以上のものに限る。)</u> については、保安検査を実施し、危険性の排除に努めるとともに、これらの査察結果について関係防災機関と相互に <u>情報共有</u> を行い、危険物施設の保安及び管理の徹底を図るものとする。</p> <p>略</p> <p>第2 企業の自主防火管理の徹底</p> <p>略</p> <p>また、定期点検が義務付けられた製造所等にあつては、その記録を保存するとともに、保安の万全を期するものとする。</p> <p>なお、<u>施設</u>管理者は、従業員はもとより出入りの関係業者等に対し、危険物施設区域内へ発火のおそれのある物品（マッチ、ライター類等）の持込み及び溶接の火気使用など発火源となる機械器具等の使用について、火災予防上好ましくない行為をしないよう厳重な管理を行</p>	<p>対策の整理</p> <p>標記の整理</p> <p>標記の整理</p>

産業災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>うものとする。</p> <p>1 危険物保安監督者及び危険物取扱者 <u>(追加)</u> に対する指導</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>2 消防計画及び予防規程の設定</p> <p>略</p> <p>(1) 消防計画</p> <p>ア ～ エ 略</p> <p>オ <u>防災上必要な教育</u></p> <p>カ <u>消火、通報及び避難訓練の実施</u></p> <p>キ <u>火災その他の災害が発生した場合における消火活動、連絡通報及び避難誘導</u></p> <p>ク <u>防火管理についての消防機関との連絡</u></p> <p>ケ <u>火災の際、消防隊に対する必要な情報、資機材の提供及び消防隊の誘導</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 予防規程</p> <p>ア ～ セ 略</p> <p>ソ <u>地震発生時</u>における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること。</p> <p>タ ～ テ 略</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>うものとする。</p> <p>1 危険物保安監督者及び危険物取扱者<u>等</u>に対する指導</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>2 消防計画及び予防規程の設定</p> <p>略</p> <p>(1) 消防計画</p> <p>ア ～ エ 略</p> <p>オ <u>防火壁、内装等の維持管理</u></p> <p>カ <u>定員、その他収容人員の適正化</u></p> <p>キ <u>防火管理上必要な教育</u></p> <p>ク <u>消火、通報及び避難訓練の実施</u></p> <p>ケ <u>火災その他の災害が発生した場合における消火活動、連絡通報及び避難誘導</u></p> <p>コ <u>防火管理についての消防機関との連絡</u></p> <p>サ <u>増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における監督</u></p> <p>シ <u>その他防火管理上必要な事項</u></p> <p>(2) 予防規程</p> <p>ア ～ セ 略</p> <p>ソ <u>地震及び地震に伴う津波発生時</u>における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること。</p> <p>タ ～ テ 略</p> <p><u>ト 南海トラフ地震及び南海トラフ地震に伴う津</u></p>	<p>標記の整理</p> <p>表現の整理 対策の追加</p> <p>標記の整理</p> <p>対策の追加</p>

産業災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		略	<p><u>波発生時の避難並びに被害の発生の防止又は軽減を図るための訓練、教育及び広報に関すること。</u></p> <p>略</p>	
71	17	<p>第2節 防災用設備及び資機材の整備等</p> <p>第1 略</p> <p>第2 関係企業における防災用設備及び資機材の整備等</p> <p>略</p> <p>1 消火設備等</p> <p>(1) 危険物関係法令に基づき固定式消火設備又は移動式消火設備及び器具等を設置し、定期点検並びに整備を実施するものとする。</p> <p>また、固定式消火設備については、<u>配管全般にわたって</u>の可とう性の保持を図るとともに、屋外貯蔵タンクの固定消火設備が消防隊にも活用でき得るよう、<u>特殊</u>な装置等の設置について配慮するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 貯蔵タンク関係</p> <p>タンクを設置する場合は、不等沈下を防ぐため地質、地盤の条件を考慮し、安定した基礎で十分な耐震性を持たせ、かつ、タンクの構造は、タンクの高さ、溶接方法等を考慮するとともに、<u>配管の取付け部、水抜管の接合箇所、送油管等の配管</u>についても十分可と</p>	<p>第2節 防災用設備及び資機材の整備等</p> <p>第1 略</p> <p>第2 関係企業における防災用設備及び資機材の整備等</p> <p>略</p> <p>1 消火設備等</p> <p>(1) 危険物関係法令に基づき固定式消火設備又は移動式消火設備及び器具等を設置し、定期点検並びに整備を実施するものとする。</p> <p>また、固定式消火設備については、<u>地震等により損傷をあたえないよう</u>可とう性の保持を図るとともに、屋外貯蔵タンクの固定消火設備が消防隊にも活用でき得るよう、<u>適切</u>な装置等の設置について配慮するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 貯蔵タンク関係</p> <p>タンクを設置する場合は、不等沈下を防ぐため地質、地盤の条件を考慮し、安定した基礎で十分な耐震性を持たせ、かつ、タンクの構造は、タンクの高さ、溶接方法等を考慮するとともに、<u>配管とタンクの結合部分</u>についても十分可とう性を保持させるものとする</p>	<p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p>

産業災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		う性を保持させるものとする。 略	る。 略	